

スポーツ少年団活動を行う際の留意点（チェックリスト）

那覇市教育委員会 市民スポーツ課
(令和3年2月22日更新)

【留意事項】※前回（1/21）の協力依頼からの変更点は下線部分です。

- 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないでください。
- 「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、活動に付随する屋内での着替えや車での移動といった場面での感染症対策についても、十分に留意してください。
- 以下の感染リスクの高い活動については、一時的に活動を制限することも含め検討とともに、活動方法について、保護者会等において十分に話し合いを行い、感染症対策を行ってください。
 - ・児童、生徒同士が組み合うことが主体となる活動
 - ・身体接触を伴う活動
 - ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- 「【別紙】スポーツ少年団活動を行う際の留意点（チェックリスト）」を活用の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底してください。
- 学校体育施設（主に体育館やグラウンド）を利用する際は、活動方法や活動時間等、学校側とも十分に事前調整を行ってください。
- 平日の活動時間は、90分以内としてください（早朝練習は行わないでください）。
- 土日休日の活動については、3時間程度としてください。
- 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュート等）を実施する際は、十分な距離を空けて行ってください。
- 練習試合や合宿については、行わないでください。
- 大会参加については、県内外を問わず、感染状況等を踏まえた上で慎重に判断してください。

【チェック項目】1つ1つ確認の上□を入れる等、チェックリストとしてご活用ください。

※ 活動するにあたり、以下の項目をチェックし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底していただきますよう、ご協力お願いいたします。

- 毎日体調のチェックを行い、次に該当する者（指導者も含む）は活動を控えること。
 - ・風邪の症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等の体調不良）がある場合。
※児童生徒・指導者等はもちろんのこと、同居する家族に当該症状がある場合も活動を控えること。
 - ・同居家族や身近に感染が疑われる方がいる場合。
- ※ 万が一、活動中に体調不良になった場合は、帰宅・休養させる体制を整えること。

- マスク持参の上、スポーツ活動時以外は、マスクを着用すること。
- 手洗い、アルコール等による手指消毒をこまめに実施すること。
(例) 練習の前後や休憩時間、活動場所を移動する際、用具等を共用した場合。
- 屋内（体育館や武道場等）で活動する時に、こまめな換気（常時、入口や窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- 更衣室等について、使用時間の設定や一斉利用の禁止等の工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
- モップの柄・支柱・ドアノブ・手すり・スイッチ・手洗場の蛇口・トイレのタンクレバー等の共用部分について、活動前後に消毒を行うこと。
- 運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。強度が高い運動・スポーツや、水泳時などマスクをしていない場合には、特に十分な距離を空けるよう留意すること（少なくとも1m以上距離を空けることが適当）。
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- プレー中、大声での会話や応援等を行うのは控えること。
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人々の呼気の影響を避けるため、なるべく前後一直線に並ぶのを避けること。
- 集合やミーティング等を行う場合は、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動で使用する用具等の共用は、使用前に用具等の消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要な使い回しをしないこと。
- 共有を避けることが可能なものの（コップやペットボトル、タオル等）は、共有を避けること。
- 飲食については、周囲の人となるべく距離を取り、対面を避けること。